

白井市高齢者クラブ補助金交付要綱

所管課

高齢者福祉課

1 補助金の名称

高齢者クラブ補助金

2 補助金交付の目的

高齢者の生活を健全で豊かなものにし、高齢者福祉の増進に資するため。

3 補助対象

白井市高齢者クラブ連合会

4 補助対象経費

別紙に定める経費

5 補助額（率）

別紙に定める額

6 予算の範囲

補正予算による増額後の予算の範囲内

7 施行日

昭和48年度以前

8 補助金の終期

令和10年3月31日

9 改正履歴

- ①令和3年6月25日（補助額（率）の見直し）
- ②令和5年3月31日（補助対象・補助額（率）の見直し、交付期限の延長）

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率
1 高齢者クラブ連 合会運営事業	白井市高齢者クラブ連合会の実施する社会奉仕、教養の向上、健康増進のための事業及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づき市内に結成された高齢者クラブ（以下「単位高齢者クラブ」という。）間の連絡調整等の事業に要する経費	19,000円×単位クラブ数 216,000円×連合会数 300,000円以内 文化会館使用料 310,000円以内 大会交通費
2 単位高齢者クラブ 育成事業	単位高齢者クラブが実施する社会奉仕、教養の向上、健康増進のための事業及び単位高齢者クラブの維持・育成のために要する経費	49人以下 40,000円 50人～59人 60,000円 60人～69人 80,000円 70人～79人 90,000円 80人～89人 100,000円 90人～99人 110,000円 100人～109人 120,000円 110人～119人 140,000円 120人以上 160,000円